道路データプラットフォーム
API機能利用規約

国土交通省

令和７年５月

道路データプラットフォーム API 機能利用規約

第１条　用語定義

この道路データプラットフォーム API 機能利用規約（以下、「本 API 規約」といいます）において、次の用語は、次の意味を有します。なお、本 API 規約において用いる用語は、本 API 規約において特段の定めのない限り、道路データプラットフォームデータビューア利用規約（以下、「データビューア規約」といいます）に定める用語の意味によるものとします。

用語	意味
運営管理者	API 機能を含む道路データプラットフォームのサービスを運営および管理する者をいい、国土交通省のことをいいます。
運営受託者	本 API 機能の提供に必要となる業務の全部または一部を運営管理者より委託された者をいいます。
本 API 機能	国土交通省が管理および運用を行う道路データプラットフォームが提供する API 機能をいいます。
API 利用者	本 API 規約に同意のうえ、本 API 機能を利用する者（国、地方公共団体を含みます）をいいます。API 利用者には、エンドユーザは含まれません。
アカウント	サービス利用者を特定するため、メールアドレス認証に基づいて道路データプラットフォームの運営管理者または運営受託者が利用者に付与する利用者識別符号をいいます。
API キー	道路データプラットフォームが提供する API 機能を利用するために発行される API 利用ソフトウエアの識別符号をいいます。
アプリケーション	API 利用者が本 API 機能を組み込んで開発するアプリケーションやプログラム等をいいます。
提供情報	本 API 機能を経由してアプリケーションに提供される情報をいいます。
エンドユーザ	アプリケーションを利用するユーザをいいます。

第２条　目的および適用

１．本 API 規約は、データビューア規約とともに、提供者が提供する本 API 機能の利用条件について規定するものです。
２．API 利用者は、本 API 機能を無償で利用することができます。
３．本 API 規約に定めの無い事項については、データビューア規約に従うものとします。この場合、データビューア規約における「運営管理者」は「管理者」、「本サービス」は「本 API 機能」、「利用者」は「API 利用者」に読み替えるものとします。

第３条　本規約への同意

Ｉ．API 利用者は、本 API 機能の利用に際し事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本 API 機能を利用するものとします。
２．API 利用者が本 API 機能を利用する際には、API 利用者は、本規約に同意したものとみなします。

第４条　本 API 機能の利用

１．API 利用者は、本 API 規約第５条アカウントの発行手続き等に別途定めるアカウントの発行を受けるものとします。
２．API 利用者は、API キーの発行を受けるものとします。

第５条　アカウントの発行手続等

１．本サービスの利用にあたってアカウントの発行を希望する者は、運営管理者または運営受託者が指定するところにより、正確、最新かつ真実の情報を入力し、送信することにより、登録を行うものとします。
２．本サービスの利用にあたってアカウントの発行を希望する者は、アカウントの発行に際して 自己のメールアドレスを本サービスに登録するものとし、その登録をもって運営管理者または運営受託者が管理するサーバに保存され、当該メールアドレスに通知がなされることに同意したものとみなします。
３．アカウントの発行を希望する者は、他者が使用する電子メールアドレスまたは一時的かつ使い捨ての電子メールアドレスを入力して、登録を行ってはならないものとします。
４．サービス利用者のうち、アカウントの発行を受けた者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに、当該情報の変更を行うものとします。
５．サービス利用者のうち、アカウントの発行を受けた者は、アカウントの発行に伴い登録した電子メールアドレス及びパスワード、発行を受けた利用者 ID を第三者へ公開してはならないものとします。
６．サービス利用者のうち、アカウントの発行を受けた者は、いかなる場合であっても、アカウントを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用してはならないものとしま

す。

７．サービス利用者のうち、アカウントの発行を受けた者が、複数アカウントの登録を行った場合において、当該アカウントの必要性に疑義があると認めるときは、アカウントの利用を制限できるものとします。なお、アカウント利用の制限によって、サービス利用者が損害を被ったとしても、運営管理者または運営受託者は、一切の責任を負わないものとします。

８．サービス利用者のうち、アカウントの発行を受けた者が、虚偽の申請等をして運営管理者または運営受託者に不実の証明をさせた場合、運営管理者または運営受託者は、当該利用者に係るアカウントの停止ができるものとします。

９．本サービスの最終アクセスから２年以上経過しているアカウントは、サービス利用者に通知することなく運営管理者または運営受託者の判断により削除することができるものとします。

第６条　収集情報と利用目的

１．第４条第１項に記載のアカウント発行にあたって、API 利用者の氏名、メールアドレスの登録をお願いしています。また、所属組織、その他所要事項の登録をお願いすることがあります。なお、16 歳未満の利用者が利用者属性を登録される場合は、保護者の方の同意のもとに登録をお願いいたします。

２．前項で収集した情報については、今後の施策立案の参考のために利用させていただくことがあります。また、ご利用者のコンピューターの識別やメールによる情報配信（障害発生時やその他運用に関する連絡等）のために利用します。

第７条　クレジット表示

API 利用者は、本 API 機能を使用したサービスを公開される場合には、下記のクレジット表示を記載するものとします。

「このサービスは、道路データプラットフォームの API 機能を使用していますが、最新のデータを保証するものではありません。」

なお、利用される方が参照できる場所であれば、表示場所の指定はありません。

第８条　API 利用者の義務・責任

Ｉ．アプリケーションは、API 利用者が開発し運営するものであり、API 利用者がその責任を負う旨をエンドユーザに明示するものとします。その際、API 利用者およびエンドユーザの責任範囲を適切に定め、エンドユーザが理解できるように明示するものとします。

２．API 利用者は、発行を受ける API キーについて、API 利用者の責任と判断に基づいて適切に管理するものとし、第三者へ公開してはならないものとします。

３．API 利用者は、API により取得するデータがデータビューア規約第９条「限定公開」に相

該当する場合は、当該限定公開データを他社に提供、開示することはできません。

４．API 利用者は、アプリケーションおよびこれに関連するサービスをエンドユーザに提供する場合、自己の費用および責任において行うものとします。

５．API 利用者は、アプリケーションおよびこれに関連するサービスをエンドユーザに提供するにあたり、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、消費者契約法その他の法令を遵守するものとします。

６．API 利用者は、本 API 機能の利用またはアプリケーションおよびこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等が行われた場合、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等もしくは財産の処分が判明した場合、またはそれらのおそれを認識した場合、直ちに提供者に報告するものとします。

７．前項の規定に該当する場合には、API 利用者は速やかに実施可能な対策を講じた上で、提供者と協力して原因の究明および対策を行うものとします。この場合、提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該 API 利用者の本 API 機能の利用を制限または停止することができるものとします。

８．API 利用者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録および保存を行うものとします。

第９条　禁止事項

Ｉ．API 利用者は、本 API 機能の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

（Ｉ） 本 API 機能を本規約に反する目的で使用しまたは使用しようとすること。

（２） 国民の安全に脅威を与える行為

（３） 本 API 機能の運用および第三者の利用を妨害する行為、またはそのおそれのある行為

（４） 提供者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為

（５） 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営およびこれらに関するサービスを提供すること

ⅰ. 本 API 規約に違反する内容

ⅱ. 法令または公序良俗に違反、もしくはそのおそれのある内容

ⅲ. 提供者、エンドユーザその他の第三者の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害する内容

ⅳ. コンピュータウイルス等のソフトウエア、ハードウエアまたは通信機器等の適切な動作を妨害、破壊もしくは制限し、またはそのおそれのある内容

２．API 利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行い、もしくは当該行為を行ったと疑うに足りる相当な理由がある場合または API 利用者による本 API 機能の利用について提供者が不適当と判断した場合、提供者は、API 利用者に対し改善要求ができるものとします。

第１０条　利用停止

提供者は、API 利用者が本 API 規約の条項のいずれかに違反した場合、事前の通告なし

に本 API 機能の利用を全部もしくは一部を停止することができます。

第１１条　非保証、免責

提供者は、本 API 機能に関し、次の各号の事項を含め、いかなる保証も行わないものとします。

（１） 本 API 機能の利用に起因して利用環境（API 利用による影響が及ぶ範囲に限る）に不具合や障害が生じないこと
（２） 本 API 機能または提供情報の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性および目的適合性
（３） 本 API 機能を提供するためのシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵またはセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
（４） API 利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

第１２条　補償/賠償

１．提供者は、本 API 機能の利用、API 利用者が作成するアプリケーション等に生じるあらゆる損害に関し、一切の責任を負わないものとします。
２．API 利用者は、アプリケーションについてエンドユーザその他の第三者との間で発生した紛争に関して、自らの責任と負担において解決するものとします。

第１３条　規約の改定

Ｉ．提供者が必要と認めた場合、予告なく本 API 規約の内容を変更できるものとします。
２．改定された本 API 規約の施行日以降、本 API 機能の利用にあたっては、改定後の規約が適用されるものとします。
３．提供者は、本 API 規約の改定を道路データプラットフォームのサイト上で周知するものとします。
４．API 利用者は、前項の周知後に本 API 機能を利用した場合、改定後の本 API 規約の適用に同意したものとみなします。

第１４条　提供の終了

Ｉ．提供者は、予告なく本 API 機能の提供を終了できるものとします。
２．提供者は、本 API 機能の終了を道路データプラットフォームのサイト上で周知するものとします。
３．提供者は、第１項に基づき本 API 機能の提供を終了する場合に、API 利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第１５条　サービス運営の委託

運営管理者は、本 API 機能の提供に必要となる業務の全部または一部を運営受託者に委託できるものとします。この場合、運営管理者は、本 API 規約に定める運営管理者の義務と同等の義務を運営受託者に負わせるものとします。

第１６条　準拠法及び管轄

１．本 API 規約の成立、解釈及び履行等はすべて日本国法に準拠するものとします。

２．本 API 機能の利用に関連して、提供者と API 利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第１条 適用開始

本 API 規約は、令和７年５月１２日より適用されます。